

# シャッター・ドアの維持管理は「防火設備点検」と併せ、文化シャッターにご用命ください！

定期点検には専門的な知識や技術が必要とされ、しかも高所作業や電気的な作業で危険がともないます。そこで、定期点検は文化シャッターグループにご用命ください。経験と実績を積んだカスタマーエンジニア:CEが責任をもって対応いたします。

● 維持保全はもとより、さまざまなメリットがあります。

<p><b>1. 安全性</b></p> <p>動作状態、消耗部品のチェックを実施し、早期発見・早期処理で安全に使用できます。</p>	<p><b>2. 経済性</b></p> <p>トラブルを未然に防ぐことで突発的な事故に対する予想外の費用を軽減できます。</p>	<p><b>3. 耐久性</b></p> <p>故障の初期段階で処置することで、製品が大きなダメージを受けず寿命も延びます。</p>	<p><b>4. 迅速性</b></p> <p>万一の故障も、定期点検契約の情報をもとにカスタマーエンジニア:CEが365日迅速に対処します。</p>
---	---	--	---



● 防火シャッター・ドア保守点検専門技術者が対応します。

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会認定の防火シャッター・ドア保守点検専門技術者が責任を持って点検いたします。確実にきめ細やかな点検と適切なアドバイスができ、高い信頼を得ています。

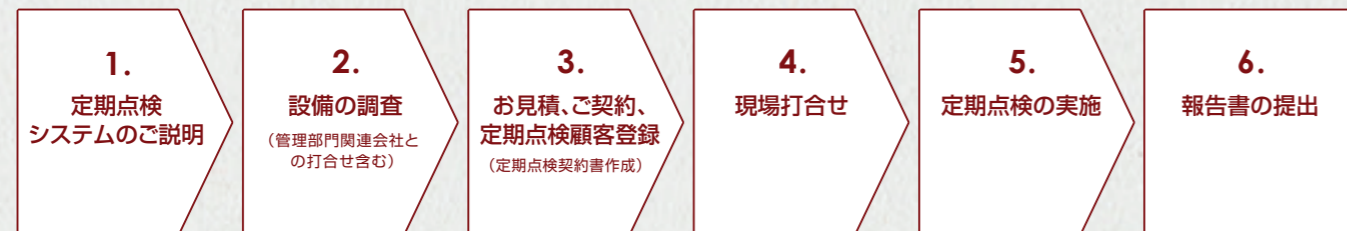


● ID タグは、お客様とのコミュニケーションツールです。

お届けする商品1台ごとに貼付する、IDタグ(個別認識票)で品質維持・管理をしています。トラブル発生時など、IDタグの管理番号をお知らせいただくことで、より適切な対応をすることができます。お客さまと文化シャッターのコミュニケーションツールとしてIDタグをご利用ください。



● 定期点検・報告の流れ



1. 定期点検システムのご説明: システムの説明をお客様のご要望を伺いながらさせていただきます。

2. 設備の調査 (管理部門関連会社との打合せ含む): 設置機器の配置などの調査を行います。管理部門の方、あるいは管理部門関連会社がある場合は防火機器との関連等をお聞かせいただけます。

3. お見積、ご契約、定期点検顧客登録 (定期点検契約書作成): お客様のご要望に沿った点検プランをご提案しお見積もりいたします。お客様情報を弊社データベースに登録いたします。

4. 現場打合せ: 点検の日時や作業手順の打合せをさせていただきます。

5. 定期点検の実施

6. 報告書の提出: 点検終了後に簡単な報告をさせていただきます。後日点検報告書を提出いたします。

修理・点検に関するお問い合わせは  
**0120-365-113**  
 365日いいサービス  
※フリーダイヤルは携帯電話、PHS、IP電話からご利用いただけません。



文化シャッター株式会社  
 本社  
 東京都文京区西片1丁目17-3 〒113-8535  
 お客様相談室 03 5844-7111  
[www.bunka-s.co.jp/](http://www.bunka-s.co.jp/)

文化シャッターサービス株式会社  
 防火設備メンテナンス事業部  
 東京都豊島区西巣鴨4-14-5 〒170-0001  
 03-5980-3167  
[www.bunka-shutter-service.co.jp/](http://www.bunka-shutter-service.co.jp/)



突然のシャッターや窓シャッターの故障。そんな時は、文化シャッターサービス(株)のATSS=アットタイムサービスシステムをご利用ください。フリーダイヤルひとつで365日素早く対応いたします。

No.801 初版CA1087-5AC'15・02  
 第5版CA1087-5AC'18・09



BX

文化シャッター

特定建築物所有者・管理者のみならず

# 防火設備の定期報告制度をご存知ですか？

建築基準法第12条により、防火シャッター・防火ドアなどの「防火設備」は専門的な定期検査・報告を要する対象になっています。



防火設備検査員

カタログの色は製品と多少異なる場合があります。製品改良のため予告なく仕様の変更をすることがあります。



# 防火設備は資格者による「定期検査」が必要です。

2013年に発生した福岡市の診療所火災事故では火災時に自動閉鎖するはずの防火扉が正常に作動しなかったため、多くの犠牲者を生んでしまいました。このような事故を防ぐ再発防止策として、防火設備の点検に関する規定が強化されました。

防火設備は煙を感知すると自動閉鎖し、煙の拡散を防ぎます。

点検がなされず、正常に作動しないと…



## 防火設備に関する現行制度の問題点

防火設備の設置基準は建築基準法で定められており、維持管理もその範囲に含まれますが、専門的な検査基準と資格者の規定はありませんでした。

建築基準法における定期調査報告の指定対象は、特定行政庁に委ねられており、国の指定権利がありませんでした。

**「新たな検査基準の導入」と「国の検査対象範囲の見直し」により、防火設備が正常に作動しないことによる事故の再発を防ぎます！**

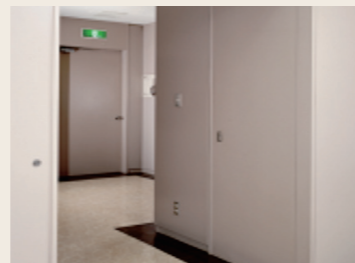
防火設備の  
検査対象商品



防火・防煙シャッター



耐火クロス製防火・防煙スクリーン  
(セレスクリーン)



防火・防煙戸／防火・防煙折戸(随時閉鎖式)  
(SDS/SDOシリーズ)



袖扉運動型防火・防煙シャッター(随時閉鎖式)  
(ボールレスコンビ)



ボールレス防火・防煙シャッター

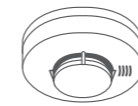
- 防火・防煙シャッター
- 袖扉運動型防火・防煙シャッター  
(ボールレスコンビ)
- ボールレス防火・防煙シャッター
- 耐火クロス製防火・防煙スクリーン  
(セレスクリーン)
- 防火・防煙戸
- 防火・防煙折戸
- ドレンチャー

# 防火設備点検は消防設備点検に含まれていません。

防火設備の点検は、消防法による自動火災報知機などの消防設備点検とは範囲が異なります。火災による被害を防ぐためには「消防設備点検」と「防火設備点検」ともに実施が必要です。

## 建築基準法で定められている 防火設備点検

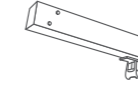
延焼を防止する防火区画の形成や、火災発生時の安全な避難経路の確保を行う設備が正常に作動するかどうか点検します。



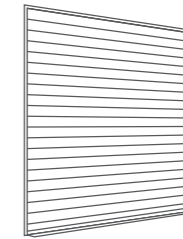
3種煙感知器



熱感知器



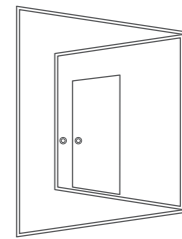
ヒューズ装置



防火・防煙シャッター



耐火クロス製防火・防煙スクリーン



防火扉 など

(防火ダンパー、防煙たれ壁は建築設備の検査項目になります。)

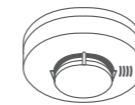
## 共通



連動制御器(受信機)

## 消防法で定められている 消防設備点検

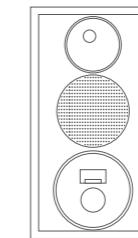
警報により火災発生を知らせたり、消火を行ったりする設備が正常に作動するかどうかを点検します。



1、2種煙感知器



熱感知器



火災報知器



屋内消火設備



消火器 など

# 1 防火設備は専門的な検査を要する 定期報告の対象へ

2016年6月1日に建築基準法が改正され、これまで特殊建築物調査報告の項目に含まれていた「防火設備」は、昇降機や建築設備と同等の独立した設備として専門的な定期報告対象に引き上げられました。

## ■定期報告の対象範囲



## 6月1日を「点検の日」に制定

JSDAはこのほど6月1日を「点検の日」に制定し、より安心で安全な社会の形成に貢献する取組みをスタートさせました。「点検の日」は防火設備の定期報告制度が施行された日。建築基準法第8条により、防火設備を常に作動できる状態にしておける維持保全義務が求められており、建築物の所有者等を対象にさらなる意識の高揚につなげようというものです。

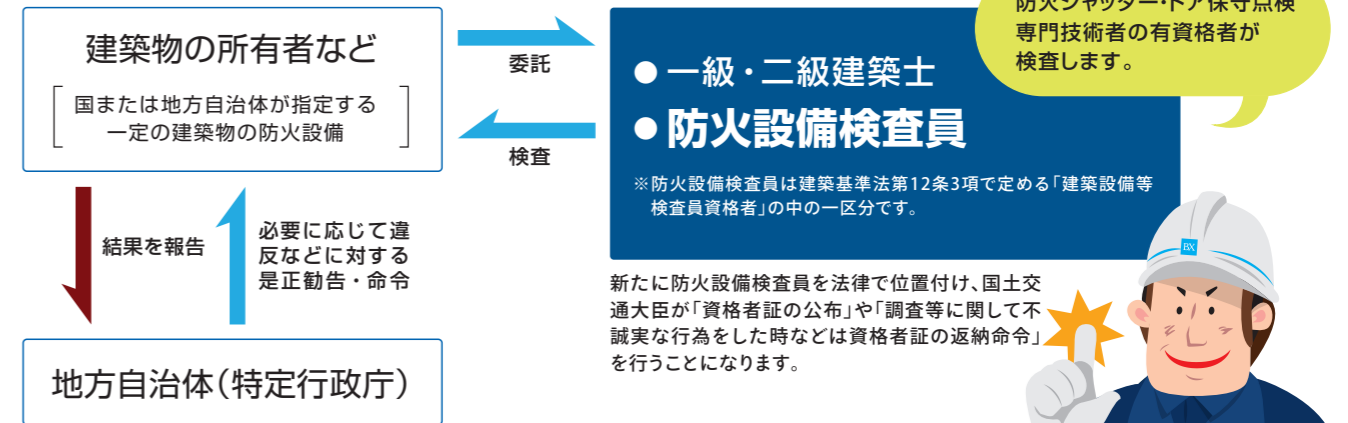
JSDA 一般社団法人 日本シャッター・ドア協会  
Japan Rolling Shutters & Doors Association



# 2 検査は専門資格者に委託し、 結果を地方自治体へ報告

検査対象となる建築物の所有者は、一級・二級建築士または防火設備検査員に検査を委託し、結果を地方自治体(特定行政庁)に報告することになっています。

## ■専門資格者の設定および検査・報告の流れ



## 防火設備点検を厳格化

- 専門資格者の創出
- 虚偽の報告、重大なミスなどの罰則規定を設定
- 事故発生時の報告命令など国の権限を強化
- 立入検査の設定

## ■検査・報告の時期

民間等の防火設備	おおむね6月～1年までの間隔において特定行政庁が定める時期 ※国土交通大臣が定める検査の項目については1年～3年まで
国・特定行政庁の防火設備	1年以内ごと ※国土交通大臣が定める点検の項目については3年以内ごと

## ■検査・報告時期の経過措置

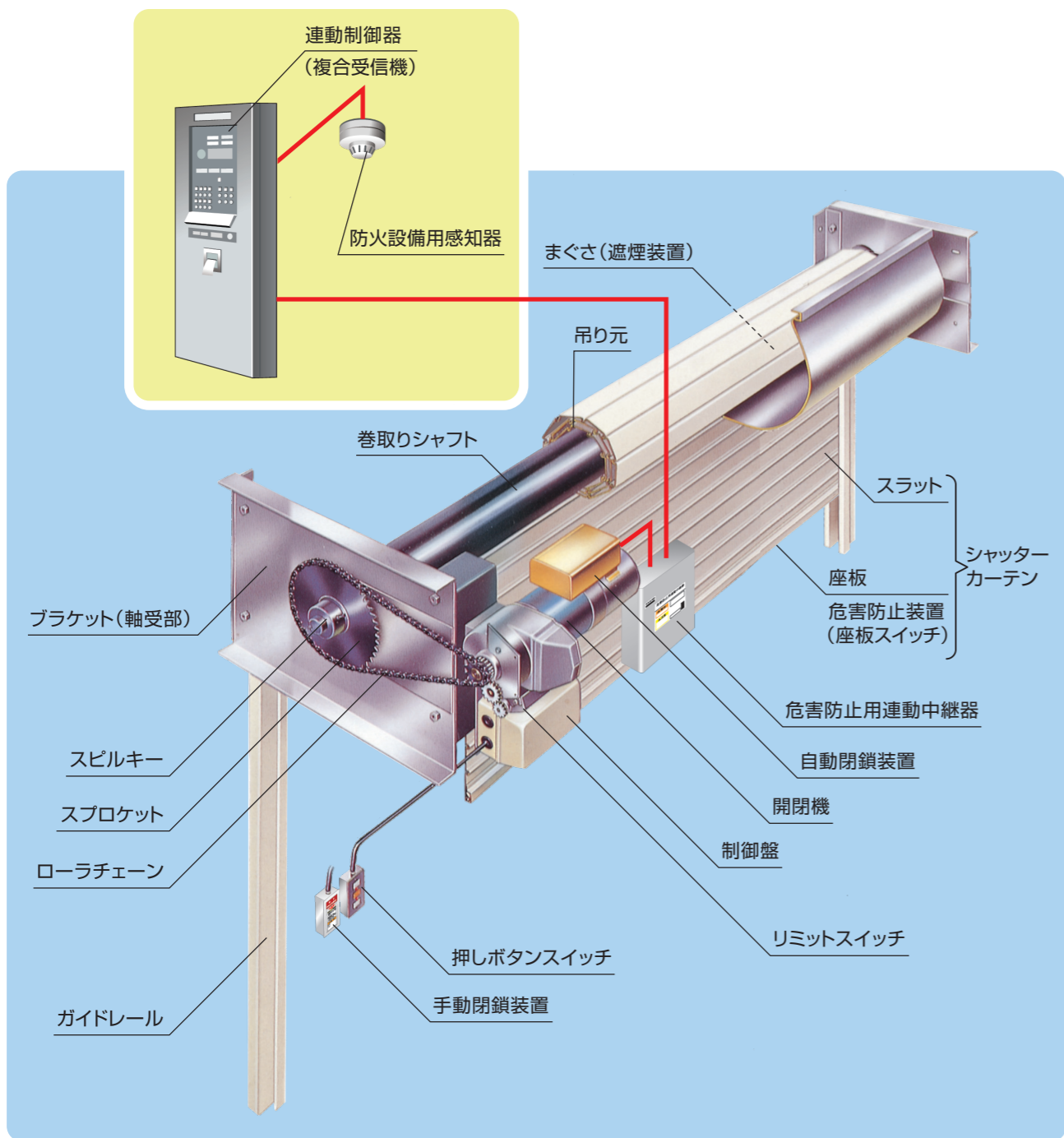
- 施行の際に現に存するものは、2019年5月31日までの間で特定行政庁が定める時期に報告。
- 施行日から2017年5月31日までの間に検査済証の交付を受けたものは、2019年5月31日までの間で特定行政庁が定める時期に報告。
- 2017年6月1日以降に検査済証の交付を受けたものについては、経過措置は適用しない。



# 3 専門的な検査内容

防火設備の専門的な知識と技能を有する者に国家資格を与え、高度な検査を行うことになっています。

## ■検査内容



開閉機・ブレーキ装置



自動閉鎖装置



危険防止装置



随時閉鎖式防火扉



煙(熱)感知器



ローラチェーン

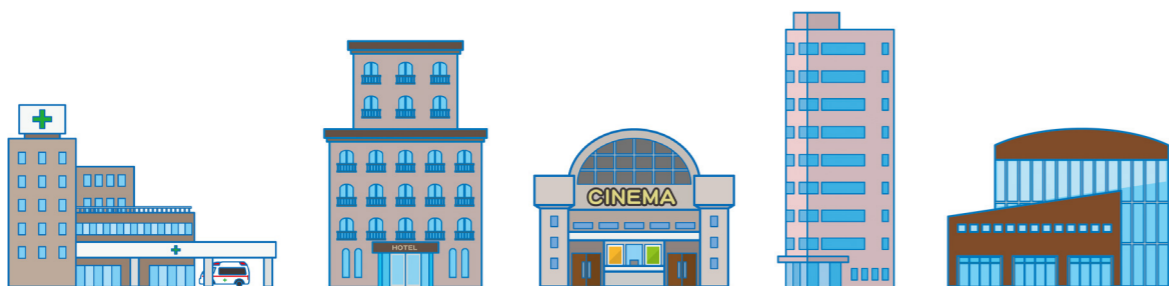
検査項目	検査事項
(1) 設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況
(2)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付け状況
(3) 駆動装置	スプロケットの設置状況
(4) ((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る)	軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況
(5)	ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況
(6) カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況
(7)	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況
(8) ケース	劣化及び損傷の状況
(9) まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況
(10)	危険防止装置用連動中継器の配線の状況
(11)	危険防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況
(12) 危険防止装置	危険防止装置用予備電源の容量の状況
(13)	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況
(14)	作動の状況
(15) 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置
(16)	感知の状況
(17) 温度ヒューズ装置	設置の状況
(18)	スイッチ類及び表示灯の状況
(19) 連動制御器	結線接続の状況
(20)	接地の状況
(21)	予備電源への切り替えの状況
(22) 連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況
(23)	容量の状況
(24) 自動閉鎖装置	設置の状況
(25) 手動閉鎖装置	設置の状況
(26)	防火シャッターの閉鎖の状況
(27) 総合的な作動の状況	防火区画(令第百十二条第九項の規定による区画に限る。)の形成の状況

# 4 定期報告の対象となる建築物【政令指定】

検査対象となる建物(用途)については国が法令により一律に定め、国が定めた以外をさらに地方自治体(特定行政庁)が地域の実績に応じた指定をすることになっています。

## 国が指定する建築物(用途)

- 不特定多数の人々が利用する建築物
- 高齢者など自力避難が困難な人が就寝に利用する建築物



※該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

対象用途	対象用途の位置・規模(いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、 公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
旅館、ホテル、病院、有床診療所、 <b>就寝用福祉施設*</b> P8参照 ※該当する用途部分の床面積の合計が 200㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場 ※いずれも学校に附属するものを除く	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

## 就寝用福祉施設の詳細

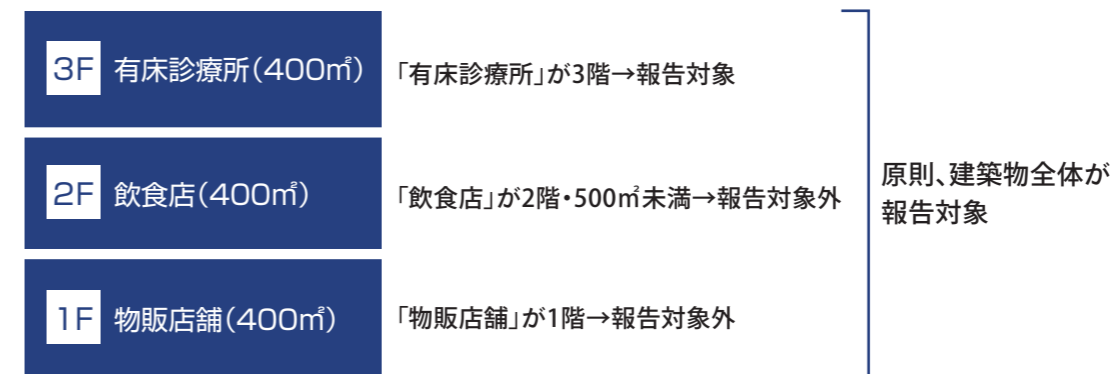
対象用途

- サービス付き高齢者向け住宅  
※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当。
- 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム  
※「寄宿舍」に該当。
- 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所
- 盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所  
※「老人短期入所施設」に該当。
- 老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る)  
※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム



- 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上の防火設備(防火扉、防火シャッター)はすべて報告対象です。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供するものはすべて報告対象です。

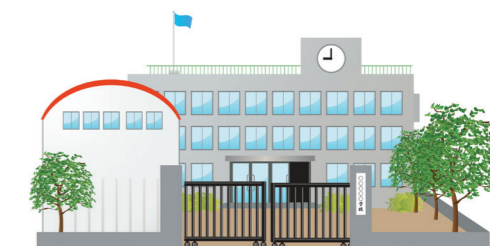
## 複合用途建築物の取扱い



※原則として、複合用途建築物については定期報告の対象となる部分が一部にでも含まれていれば、当該建築物の全体について定期報告が必要。

## 地方自治体(特定行政庁)が指定する可能性のある建築物

対象用途
学校または体育館(学校に付属するもの)、事務所など





## 防火／防煙シャッターの維持管理には、 日常的な自主点検および、 専門技術者による定期点検が大切です。

防火／防煙シャッターおよび関連製品は機械的、電気設備であるため、設置時と同じ性能を確保するうえで、適切な維持管理を行うことが必要です。これらの設備は防火／防煙性能の確保、閉鎖作動時の面から、日常的な自主点検および専門技術者による定期点検を行うことが一層の重要性をもっています。



## 防火／防煙シャッターには 「危害防止装置」の設置が義務付けられています。

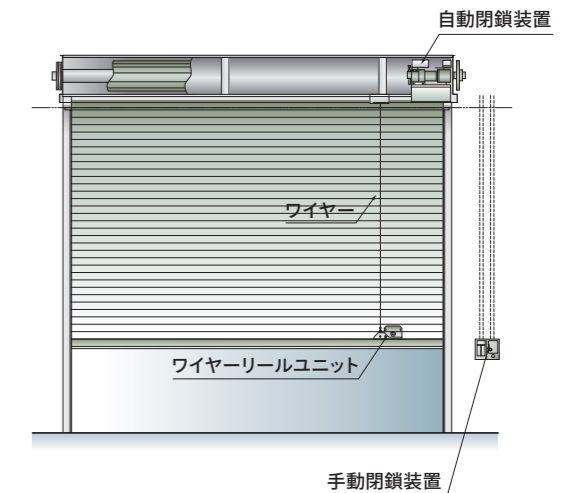
「危害防止装置」は挟まれ事故を防止する防火／防煙シャッター用の装置です。シャッターの降下中に人や物が接触すると動作を停止、人や物がなくなると再び降下し全閉します。2005年12月以降に着工した建物には建築基準法で設置が義務づけられており、**防火設備の定期検査制度において危害防止装置のない防火／防煙シャッター（質量15kg以上）は原則として要是正（既存不適格）と判定されます。**

文化シャッターでは新設／既設ともに対応可能な危害防止装置をラインアップしています。

■万が一の挟まれ事故を防ぎながら、バッテリーレスで省エネにも貢献  
防災管理併用 防火／防煙シャッター用  
機械式危害防止装置

### エコセーフ

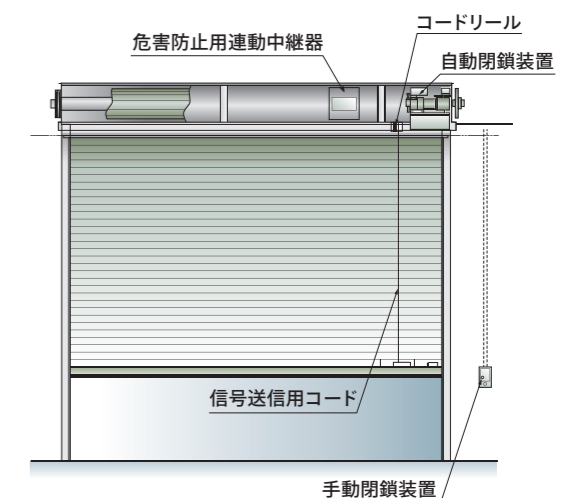
ワイヤーリールにより機械的に信号を送るシンプルな構造で、バッテリーレスを実現。蓄電池を内蔵していないため、交換費用が発生せず、電池切れなどのおそれもない、省エネタイプの危害防止装置です。



■非常用の蓄電池を内蔵することで、停電時でもしっかり作動  
防災管理併用 防火／防煙シャッター用  
電気制御式危害防止装置

### コードリール

連動中継器に非常用電源の蓄電池を内蔵。火災や停電で一次電源が切れた場合でも障害物を感じし、シャッターを停止させる電気制御式の危害防止装置です。



### 蓄電池には期限があります

危害防止用連動中継器の非常用電源に使用する蓄電池は4～5年ごとに交換が必要です。蓄電池が切れると火災時に正常に作動しません。交換時期は手動閉鎖装置の非常用シャッター閉鎖ボタンが点滅してお知らせします。

